

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民および利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

平成二十八年五月十三日

東京圏国家戦略特別区域会議

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区（横浜駅きた西口鶴屋地区）
当該事項を定める土地の区域
横浜市神奈川区鶴屋町地内
- 二 縦覧場所 横浜市建築局企画部都市計画課（J Nビル十四階）
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 横浜市中区相生町三丁目五十六番地の一
横浜市建築局企画部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 横浜国際港都建設計画地区計画エキサイトよこはま22横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区計画
当該事項を定める土地の位置（変更する位置）
横浜市神奈川区金港町及び鶴屋町並びに西区高島二丁目及び南幸一丁目各地内
- 二 縦覧場所 横浜市建築局企画部都市計画課（J Nビル十四階）
- 三 縦覧期間 公告の日から二週間
- 四 意見書の提出先 横浜市中区相生町三丁目五十六番地の一
横浜市建築局企画部都市計画課

- 一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき
事項の種類 横浜国際港都建設計画第一種市街地再開発事業横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業
当該事項を定める土地の区域
横浜市神奈川区鶴屋町地内
- 二 縦覧場所 横浜市建築局企画部都市計画課（J Nビル十四階）

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 横浜市中区相生町三丁目五十六番地の一
横浜建築局企画部都市計画課